令和9・10年度　西海市建設工事等入札参加資格審査申請書　提出要領

【令和８年度申請の変更点】
●建設工事における業種別名簿の工種及び格付け等級を行う工種の一部を変更（廃止）しました。
●建設工事における希望順位を廃止しました。
●コンサルタント業における希望順位の付番を５位までに変更しました。
※詳しくは、別紙「入札参加資格審査申請書（工事・コンサルタント）の一部変更について」をご覧ください。

●令和７年度登録分から、有効期間、申請内容が変更になりました
今回申請受付を行う「建設工事」「コンサルタント業」の有効期間は令和11年３月31日までとなります。（２年間有効）
なお、「業務委託」「物品関係（物品の購入・借上・修繕・その他）」は、現在登録がある事業者の方は、令和９年度分の申請は不要です。
ただし、「業務委託」「物品関係（物品の購入・借上・修繕・その他）」の業種に令和９年度登録を新規で希望する者は、申請受付期間内に申請が必要となります。なお、その際の有効期間は令和10年３月31日まで（１年間）となります。

1　受付業種

〈令和９・１０年度に登録を希望するすべての事業者が対象〉
①　建設工事
②　コンサルタント業

〈令和９年度に新規で登録を希望する事業者が対象〉
③　業務委託
④　物品関係（物品の購入・借上・修繕・その他）
※令和８年度に登録されている事業者の方は申請不要。ただし、準市内で登録（継続含む）を希望される場合は、提出いただく書類があります。
※希望順位の変更を希望される場合は、申請期限内に変更届を提出してください。（年度途中の変更不可）
※登録工種の追加を希望される場合も、申請期間内に変更届を提出してください。（市内業者を除き年度途中の追加不可）

2　受付期間

令和８年１２月１日（火）から　令和９年１月２９日（金）まで

3　送付(提出)先及び問い合わせ先

〒８５７－２３９２
長崎県西海市 大瀬戸町 瀬戸樫浦郷2222番地
西海市役所 総務部 総務課 契約検査班
（西海市役所 本庁舎 ２階）
ＴＥＬ：０９５９-３７-００２６
ＦＡＸ：０９５９-２２-１３１３

4　提出方法

送付（提出期限当日の消印まで有効）

（１）提出方法は、原則、郵送等による送付とします。なお、総務課契約検査班への持参でも受け付けますが、業務の都合上、その場での申請書類の審査や確認などができない場合がありますのでご了承ください。

（２）受付を確認するための通知を希望するときは、受付確認のための返送用ハガキの表面に申請者（郵送先）の住所、社名等を記入し、裏面に受付票の内容を記載（貼付可）した上で申請書類に同封してください。(同封されていない場合は通知いたしません。)

（３）工事のランク登録工種は、閲覧によりご確認ください。
（３月下旬から４月上旬に西海市ウェブサイトで公表予定）

5　提出資格

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項及び第２項の規定に該当しない者。

（２）「建設工事」を申請しようとする者は、次の許可及び審査を受けていること。
①建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定に基づく建設業の許可
②建設業法第27条の23第１項の規定に基づく経営事項に関する審査

（３）営業に関して、許可、認可又は届出を必要とする場合は、当該許可等を受けている者。

（４）西海市税及び国税を滞納していない者。

〈参考〉地方自治法施行令第167条の４

１　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
①　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
②　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
③　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
①　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
②　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
③　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

④　地方自治法第２３４条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
⑤　正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
⑥　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
⑦　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

6　有効期間

① 建設工事
② コンサルタント業
→ **２年間**
（令和９年４月１日から令和11年３月31日まで）
・建設工事で格付に必要な書類は毎年度提出が必要です
・準市内で登録（継続含む）を希望される場合は、毎年提出していただく書類があります

③ 業務委託
④ 物品関係
※新規申請のみ受付
→ **１年間**
（令和９年４月１日から令和10年３月31日まで）
・準市内で登録（継続含む）を希望される場合も、毎年提出していただく書類があります

7　提出書類

「提出書類確認表」（提出書類のチェック表）に掲げる書類一式を、上見出しＡ４ファイリング用個別フォルダー（色指定なし）に挟み込み申請業種（受付業種の区分）ごとに１部提出すること。



（１）フォルダーと申請書は、留め具（クリップ、ホッチキス等）で綴じないこと
（２）申請書類一式は、100枚程度（約1ｃｍの厚さ）を上限の目安として作成すること。（書類の種類ごとのホッチキス止めは可とする。）
（３）提出書類確認表の順番に並べ、個別フォルダーの表と裏の右上部に会社名を記入すること。（ゴム印やシール可）
（４）「系列会社についての届出書」の様式は、系列会社がなくても提出をお願いします。（系列会社の入札参加については別紙「系列会社の考え方について」を参照願います。）

8　毎年提出が必要な書類

【建設工事】

1.「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」
2.「西海市内従業員名簿」（西海市在住の従業員を雇用している場合のみ。）
3.「雇用確認ができる書類」（西海市在住の従業員を雇用している場合のみ。）

【コンサルタント業、業務委託、物品関係】

※準市内で登録を希望される事業者のみ。

1.「西海市内従業員名簿」
2.「雇用確認ができる書類」

9　その他

西海市では、市内業者・市外業者を問わず入札参加資格審査申請書を受け付けていますが、入札（見積）への参加は、「市内業者」及び「市内営業所等に常勤する従業員で西海市に住民登録のある者が10名以上の準市内業者」を最優先するものとしています。（西海市建設工事入札制度要綱第５条第２項）

10　注意事項

① 申請は、業種（建設工事、コンサルタント、業務委託、物品関係）の４区分ごとに、１業者につき１営業所のみの登録とする。

② 建設工事については、希望する工種について「建設業の許可」を受けており、かつ、「経審（経営規模等評価及び総合評定の審査）」を受けている必要があります。

※「建設業の許可」又は「経審（経営規模等評価及び総合評定の審査）」のいずれかが欠けている場合は登録不可

③ 年度の途中で、「建設業の許可」及び「経審（経営規模等評価及び総合評定の審査）」の更新を行った場合は、更新した通知の写しを速やかに提出してください。

※「建設業の許可」又は「経審（経営規模等評価及び総合評定の審査）」が有効期限切れとなり更新状況が確認できない場合、入札参加資格を保留し、指名業者の対象として取り扱わないことがあります。

④ コンサルタントや業務委託、物品関係の登録証明書等（写）については、営業をする上で国、県等の許可等が必要な業種について提出するものとする。

⑤ 営業をする上で国、県等の許可が必要でない工種について、登録規程等がある場合は当該規程に基づく登録通知（写）、技術者の資格等が必要な場合は資格者証（写）を提出するものとする。

⑥ 財務諸表類は、決算書等経営内容（売上高、資本金など）のわかるものを添付すること。（建設工事は提出不要）

※「貸借対照表」と「損益計算書」で可とする。

⑦ 申請内容に変更がある場合は、すみやかに入札参加資格審査申請書変更届に関係書類を添付して提出すること。

⑧ 中間年度に希望順位の変更を希望される場合は、申請期限内に変更届を提出してください。年度途中での希望順位の変更はできません。

⑨ 中間年度に登録工種の追加を希望される場合は、申請期間内に変更届を提出してください。（市内業者除き、年度途中での登録工種追加はできません。）

⑩ 提出書類に不備等がある申請者の入札参加資格の認定は、「申請期限の令和９年１月２９日」までに補正をしなければ認定しないものとします。
※西海市から別途期限を指定された場合は、その指定日までとします。

⑪ 審査基準日は、申請期限日（令和９年１月２９日）とする。
※建設工事の格付け（ランク付け）についても、申請期限（令和９年１月２９日）までに提出された「経審（経営規模等評価及び総合評定の審査）」に基づいて決定します。

⑫「西海市内従業員名簿」については、事業所（法人等）への勤務状況の確認のため、名簿に記載された従業員の「事業所別被保険者台帳照会、標準報酬決定通知書」いずれかの写し（コピー）を確認資料として提出してください。
後期高齢者医療制度に加入している方は、「住民税特別徴収税額決定通知書など」の写し（コピー）を確認資料として提出してください。
「記号・番号・被保険者番号・QRコード・金額」などの項目は不正行為への転用防止のため、必ず黒塗り（塗潰し）してください。
ア　勤務状況を確認する資料は、事業所（法人等）が適用事業所として加入している健康保険を対象としています。
※従業員本人の「被保険者」が対象です。
※「国民健康保険証」は対象外です。
イ　従業員４人以下で適用事業所として健康保険に加入していない場合（個人事業主など）は、「雇用確認ができる書類」の提出は不要です。ただし、別途、他の方法により勤務状況を確認させていただく場合があります。

「コンサルタント業」は、現在「建築関係建設コンサルタント」のみを電子入札により入札を執行していますが、その他のコンサルタント業種においても随時、紙入札から電子入札への移行を計画しております。
移行する業種、時期につきましては、市のウェブサイトなどでお知らせいたします。

様式が一部変更されていますので、必ず今年度申請用の様式を使用していただきますようお願いいたします。